

祖父母による孫との面接請求

——カナダの西部諸州の事例による——

村 井 衡 平

目 次

- 1 はじめに
- 2 プリティッシュ・コロンビア州
- 3 アルバータ州
- 4 マニトバ州
- 5 サスカチュワン州
- 6 オンタリオ州
- 7 おわりに

1 は じ め に

幼い子の両親が別居または離婚後に、その一方が子と行う面接は訪問権（visiting Right）とよばれ、子を監護しなくなった親の一方が他方の監護のもとにある子を訪問し、しばらくの時を過ごすことを意味している。これをイギリスについてみれば、20世紀のはじめに至るまで、両親以外の第三者には子との面接を請求する権利は存在せず、かかる権利は、子が第三者と接触するのを抑制する両親のために留保されていた。両親がかかる接触を拒否するとき、両親以外の誰れも、両親の決定を排除する法律上の機能をもたなかった⁽¹⁾。だが、降って1925年の「未成年者監護法」(The Guardianship of Infant Act) にいたれば、第1条に、「最初にして最高に考慮しなければならないのは未成年者の福祉である⁽²⁾」と明記し、子の監護はもとより、子との面接についての考え方も大きく変わっ

てきたことが注目される。さらに1971年の「未成年者監護法」は第9条1項において、「裁判所は父または母の申立により、(a)未成年者の監護および(b)母または父の未成年者との面接の権利について命令することができる⁽³⁾」旨を定め、降って1974年の *Re R (an Infant) (custody to no-parent)* 事件⁽⁴⁾をみれば、右の規定のもとで、3人の幼い娘のため、親でも監護者でもない、母の祖父母の姉（大おば）（material great-aunt）による面接を認めていた。

ここで同じ問題をカナダについてみれば、1968年の連邦の離婚法（An Act respecting Divorce—Loi concernant le divorce）には子との面接に関する規定はなかったが、1986年の離婚法では第16条で監護命令と題し、第5項に、「裁判所が別の命令をするときを除き、婚姻による子の面接を許される夫婦の一方は、子の健康・教育および福祉について調査し、また情報を与えられる権利をもつ⁽⁵⁾」とし、子との面接についてはじめて規定を設けている。

子に対する監護・面接を請求するのは両親に限っていない。両親以外の第三者による請求もいろいろな背景のもとで行われ、登場人物も多い。叔父・叔母・従兄弟さらに祖父母のうち、最も重要なのが祖父母である⁽⁶⁾。ここには孫にとっての最善の利益（Best interest of the Grandchild）を念じる祖父母の心情が感じられる。祖父母からみると、自分の子が監護親として孫を養育している場合もあれば、自分の子の配偶者が孫の監護親である場合も考えられる。いずれにしても、祖父母からみれば孫であることに変わりはない。

コモン・ローによれば、祖父母が彼等の孫を訪問する権利を認めるかどうかを決定する裁判所の権利は、最少限度の監督のもとにあった。一般的な法制度として、家庭において親が祖父母の活動を自分でコントロールする権利が基本的なものと考えられ、そくばくをうけない自由な考慮（Unfettered discretion）から逐脱して親の権利が濫用された場合のみ、国が関与すべきであると考えた⁽⁷⁾。このような考えにもとづく限り、

祖父母による孫との面接請求

祖父母が孫と面接することが親の意思に反するならば、裁判所は祖父母の請求を支持しない。親が反対しない限り、祖父母は孫と面接することが期待できよう。しかし、親が孫の監護親でないとき、またたとえ監護親であってもその権利を行使しないとき、祖父母が監護親の意思と関係なく孫と面接することを要求できるのかどうか、冒頭に指摘した1968年の連邦の離婚法には、当事者である父母に外の第三者のために子との面接を認める規定は存在しなかった。そして裁判所も子の監護または面接に関する問題について、祖父母が当事者として提訴したり、または訴訟参加するのを阻止することもなかった。その後、1976年3月に連邦議会に設けられた上下両院の特別合同委員会による「家族法に関する報告書」(The Report of Family Law)では、祖父母による孫との面接について⁽⁸⁾も触れていない。このような従来の事情をふまえたうえで、1997年に設けられた「児童の監護・面接および分割親権制度に関する合同調査委員会」(The special Joint committee on Custody・Access and the concepted shared parenting)による報告書は、48件の勧告の一つに、判例によれば第三者による孫との面接請求のうちで多数を占めるのが祖父母によるものである事実を⁽⁹⁾明確に認めている。

面接の問題をめぐって、子・親および祖父母の間の利害関係の調整を計るべく、それぞれの州の立法・司法が大きな責任を負わされる。カナダの諸州、とくに西部の5州の裁判所はこの問題にどのように対処してきたか。また現に対処しているか。本稿の主題はまさにここにある。太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア州からオンタリオ州まで、各州の事情を立法と判例によって探ることとする。

- (1) Mclead. child custody Law and practice. III. 26-1. 2006.
- (2) Latey. On Divorce. p. 1155. 1952; J. and Another v. C. and others. A 22 E. R. [1969] vol. I. p. 359.
- (3) Halsbury's Statutes of England. 3rd. ed. vol. 41. p.966.
- (4) All E. R. [1974] vol. 1. p. 439; Latey. on Divorce. p. 1155. 1952.
- (5) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第18巻1・2号123頁以下参照。

- (6) B. Landau. Visiting Rights of Grandparents: How to balance the Best interests of the child with the interests of parents and Grand parents. C. J. F. L. vol. 5. p. 182.
- (7) Note: Statutory visitation Right of Grand parents. one step closer to the best interest of the child. Catholic U. L. R. vol. 26. p. 359. 1999-80.
- (8) 村井「家族法に関する報告書」神戸学院法学第32巻1号77頁以下, 同3号239頁以下。
- (9) Mclead. op. cit. 26-2. 2006: C. F. L. Q. vol. 19. p. 363.

2 ブリティッシュ・コロンビア州

当州において、1978年の「家族関係法」(The Domestic Relation Act)によれば、第35条において、「(1)申立により、裁判所は1人もしくは数人の人が子を監護し、または子と面接するよう命じることができる。(2)面接のための命令は、監護の命令がなされるかどうかを問わず、なされることができる。……(4)監護または面接の命令は、子の最善の利益のために必要かつ合理的に裁判所が判断する条件および期限を含むことができる」と定めていた。その後、1980年法により、前示第35条(1)に、「ここにいう“人”には子の両親・祖父母(Grandparents)または他の親族および親族でない人」も含む旨を付け加えた。⁽²⁾これにより、祖父母には孫との面接を請求する権利があることが認められた。

このような事情のもとで、祖父母が孫との面接を請求したいいくつかの事例をみることにしよう。

- (1) 村井「家族関係法——B・C州」神戸学院法学第31巻3号512頁。2001年。
- (2) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-8. 2006.

① Miller v. Miller (1985) 事件⁽¹⁾

祖母 棄却

この事件において、49才の祖母は家族関係法のもとで、3才の孫娘〈息子の子〉との面接を請求した。子の出生より数カ月後に父母が別居

祖父母による孫との面接請求

・離婚し、子は母が養育している。父は別居に当って両親〈祖父母〉との同居に戻ったので、祖父母は父が娘に会うときに同席していた。だが、1年後、父は子と会うのを止めたので、祖母が孫との面接を請求したが認められなかったため控訴した。

裁判所はこれに対し、祖母の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、子が祖母に会うのが子にとって最前の利益であるように思われる。当面の場合、母は祖母のおかげで自分達の婚姻が破綻したと信じており、彼等との不和が続いている。かかる不和のなかで祖母が孫と面接することは、母と子の関係に有害な結果をもたらすにちがいないという。

さきにみたとおり、B・C州では1980年法によって、祖父母に孫と面接を請求する権利がはじめて認められた。当面の場合、祖母がその権利を行使したけれども、請求が認められるためには、前提となる条件が満たされていなければならない。ここにいう前提条件とは、母と祖母との間の不和の解消をさす。母は父との婚姻が破綻した原因が祖母にあると確信しており、この確信にもとづいて祖母の請求を認めようとしなない。このような確信がまちがいであるならば、祖母の方から母に対し、誤解を解消してもらうよう努力しなければなるまい。それによって母の抱いた確信がまちがいであったこと、真の原因はほかにあったことを明らかにできれば、母も祖母が孫と面接することを認めるにやぶさかでないと考えられる。

(1) R. F. L. 3 d. vol. 44. p. 241.

② a. (W. L.) v. G. (K. L.) (1993) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、娘は9才であり、母とB・C州に住んでいた。父はオンタリオ州に住み、休日には面接にくる。父の祖父母は孫との面接を望むが、母はこれに反対した。その理由は祖父が孫を性的に虐待した

ことにある。

裁判所はこれに対し、祖父母は当事者間の関係を改善する目的で、1年間、孫と面接すべきでないと判断し、母とは1年後に孫との面接を認めるよう配慮を促した。祖父母は冷却期間を経過したのち、再び孫との面接を請求したが、母が控訴し、事態はさらに悪化した。

裁判所は祖父母の申立を棄却し、次のように判断している。すなわち、十分な証拠が原審の事実認定および結論を支持しており、その判断は変更されるべきではない。監護親と面接を求める人との間のきびしさは、子の最善の利益を保護するための重要な要因である。祖父母に対する母の敵意は審理以来少しも減少していない。面接を強制する理由は存在せず、請求は棄却されるという。

ここで問題を一般化すれば、祖父母が彼等の子である父または母の子、つまり孫との面接を求める構図になっている。祖父母と父母の関係および父母と孫との関係がもともと正常な状態にあれば、祖父母と孫の関係もうまく行くにちがいない、当面の場合、孫を監護している母は父の祖父母が孫と面接するのに強く反対する。子の監護親である母からみれば、父の祖父が孫との面接を認められるとき、孫を再び虐待する恐れが充分にあるため、それに反対する正当な理由となろう。だが、虐待の程度・内容は今後絶対に孫との面接を認めないとされる程のものではなかったらしい。余りにも極端なものであれば、裁判所は二度と面接を認めないと考えられる。この点について祖父に反省を求め、いわば1年の猶予期間をおいたのが現実であろう。この期間内に祖父が今まで自分のとった態度を反省し、改めて孫との面接を求めるならば、母もこれに同意せざるを得なくなるのではあるまいか。

(1) R. F. L. 3 d. vol. 49. p. 437.

祖父母による孫との面接請求

③ M. (J. V.) v. S. (M. P.) (1997) 事件⁽¹⁾

祖父母 容 認

この事件において、3才半と2才の2人の子は、監護親である母に対して父が肉体的な虐待を加えるため、1カ月に一度の週末を母の祖父母の許ですごしていた。その後、祖父母が改めて孫との面接を正式に請求したのに対し、裁判所は2人の孫と祖父母の間には重要な結びつきがあると認め、年長の子には祖父母に面接を許した。だが、年少の子にはいかながら、面接が最善の利益と判断するには不十分であるとした。

ここでは父母が別居し、3才半と2才の幼い子を母が監護している、別居している父が子を看護する母にどの程度の支援をすることができるか、まず問題であるが、ここでは支援するどころか、反対に父が母に虐待を加えるという。これを見かねた母の祖父母が週末に2人の孫を手許においたのが現実であろう。州の社会事業大臣は子を6週間、祖父母の許に留めたというが、どのような手続がとられたのか、内容は明らかでない。時間的な経過のうち、父の非行もなくなったらしく、母が2人の子を監護するという正常な状況にもどったと考えられる。このような事情のもとで、母の祖父母が孫との面接を請求した。ここで3才半と2才の子について、面接をめぐる裁判所の判断が別れている。年長の子の方が積極的に祖父母との面接を望んだのが真相ではないと思われる。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-30. 2006.

④ F. (N.) v. S. (H. L.) (1998) 事件⁽¹⁾

祖父母 容 認

この事件において、母の祖父母が7才の孫娘との面接を要求した。祖母は孫の出生に来、深くかかわり、正直な創造力のある、愛すべき祖母であり、孫とすぐれた関係を保っていた。だが、母は祖母がまともな職業についていないことを孫が知ったならば、傷つくことを心配した。原告は祖母と孫の間には明るい関係があり、この関係は孫にとって有利で

あるとし、祖父母の面接を認めたので、母が控訴した。

裁判所は原審の結論を否定し、祖父母による継続的な面接が子にとって有害とする母の主張は適切であるという。

ここでは母の祖母と7才の孫娘の関係をめぐって、原審と控訴審が全く相反する評価をするのに注目すべきであろう。問題の焦点は母の言葉を借れば要するに祖母がまともな職業についていないこととあってよい。母としては祖母がまともな職業についておれば、そのみを信用して孫娘と面接を認めるが、当面の場合はこれに当たらないから認めないという理屈になろう。ものごとを本人の職業によって判断する、もともと職業に貴賤はないはずである。祖母は自分の職業と関係なく、孫の祖母として面接する。控訴審が母の浅はかな主張をそのまま認めたのであれば、まちがいをいいうべきであろう。

(1) D. L. R. 4th. vol. 175. p. 160.

⑤ N. F. v. H. L. S. (1999) 事件⁽¹⁾

祖 母 容 認

この事件において、祖母が孫娘との面接を請求し、母は祖母の自堕落な生活を理由にそれを拒否した。原審では祖母の生活は正常であり、孫と祖母の間に積極的な関係があると強調し、面接が子の最善の利益に合致するとの理由で祖母の請求を認めたので、母が控訴した。

裁判所はこれに対し、原審は子を養育し、子のために道徳的な判断をする監護親の利益を無視しており、また面接が肉体的・精神的な害悪を生じることの立証責任が母にあることを理由に控訴を斥け、祖母に孫娘との面接を認めている。

ここで問題はひとえに、祖母の日常生活の実情がどのようなものであるかにかかわってくる。母は祖母の生活が自堕落なものというが、祖母が売春宿を経営していることを主張するようである。果してこれが事実なのかどうか。事実であるとすれば、母が娘を祖母に面接させるのを拒

祖父母による孫との面接請求

否するのも首肯できよう。問題を解決するために母がとるべき手段は、この点を証拠によって開明することである。祖母の自堕落な生活の実情を事実にもとづいて立証する責任は母の側に存在する。当面の場合、母は自分に課せられた立証責任を果すことができなかつた。母は祖母を憎むあまり、偽りの主張をしたということであろうか。

(1) D. L. R. 4th. vol. 175. p. 164.

⑥ **McGrath v. Thomson** (2000) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、2人の子の母はアルコールおよびコカイン中毒で子の世話ができないため、母の祖父母が孫を監護していた。他方、祖父母もコカイン取引に引き入れられ、裁判記録によれば、有罪とされ、逮捕されたりした。父が子の監護を得たのち、母の祖父母は母をおどし、孫との面接を強要した。裁判所はこれに対し、祖父母が孫と面接するのを拒否している。

ここでは2人の子の母も祖母も、身から出たサビで子を監護できないため、唯一人残された父が子を監護するという変則状態が出現した。変則ではあってもこれが継続する限り、子の福祉は確保されよう。だが、コカイン中毒で有罪・逮捕されたりした祖父母は孫と面接を要求できる立場にはない。しかも、その孫に父母との面接を強要させたりした。面接請求が斥けられたのも当然のことといえよう。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 9-7. 2006.

⑦ **M. (D. M.) v. M. (J. S.)** (2003) 事件⁽¹⁾

祖父母 容認

この事件において、子を単独で監護していた父は、自分の祖父母が昼間に子を訪問することに同意した。祖父母は孫との面接を旅行にまで広げたいと主張し、さらに隔週末の面接に変更することを請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、面接については子の最善の利益を考慮しなければならない。監護親である父は子の最善の利益を決定すべき能力に重要な配慮を払う必要がある。祖父母は監護親が認めるとき、「特定の時間と条件」のもとで子面接する権利を与えられるという。

ここでは離婚後に父が子を単独で監護しており、母は登場しない。父の祖父母が彼等の権利として孫との面接を請求する事態が展開される。父はこれまで自分の都合のよい時間に、祖父母が昼間に孫と面接することを認めており、祖父母もそれを忠実に実行している。孫もよるこんで祖父母との面接に応じているのが実情であろう。このような事情が継続する限り、とくに問題は生じまい。だが、ここで祖父母からの要求を拡大する。つまり、昼間の面接ではならず、日帰りまたは泊りがけの旅行に加え、隔週末の面接まで要求する。監護親である父はこのような祖父母の希望に無条件で応じる義務はなかろう。父が認める「特定の時間と条件」に従ってのみ、祖父母は孫と面接することが可能といえるのではあるまいか。なお、あとでみるように、アルバータ州、マニトバ州、サスカチュワン州およびオンタリオ州においては、「監督付きの面接」が姿をみせるけれども、これは「特定の時間と条件」のもとでの子との面接とはその内容を異にしている。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-44. 2006.

3 アルバータ州

アルバータ州において、1970年の「家族関係法」(the Domestic Relatims Act)は第56条において、「親の面接権についての合意」と題し、「(a)裁判所は未成年者の父もしくは母、または(b)近親がなく申立てる未成年者の申立により、未成年者の監護および一方の親の未成年者との面接権について、適切と考える命令をすることができる」旨を定めてい

(1)
た。その後、1994年当時の地区裁判所法 (the provincial court Act) は第

祖父母による孫との面接請求

18条を「監護命令」と題し、第1項において、「(a)子の両親が事実上、互いに別居し、かつ、(b)子の監護または面接に関する条項について、当事者が合意し、または子の監護もしくは面接について争いがあるとき、裁判所は一方の親または誰れか他の人 (either parent or any other person) の申立にもとづいて、(a)子の監護または(b)子との面接権について、子の最善の利益を考慮しながら、それが適切と判断する命令をすることができる」旨を定めている。⁽²⁾ さらに第19条を「面接命令」と題し、第2項に、「祖父母が子との面接を拒否されるときはいつでも、裁判所は申立により、祖父母が子と面接する権利について、適切と判断する命令をすることができる」旨を明示していた。⁽³⁾ これらの規定はその後、2004年現在では第32条1項および2項にうけつがれているようである。かくしてアルバータ州では、祖父母は子の両親の婚姻上の身分に関係なく、いつでも、孫との面接を請求することができる。

このような事情のもとで、祖父母が孫との面接を請求したいいくつかの事例をみることにしよう。

- (1) 村井「家族関係法——アルバータ州」神戸学院法学第30巻1号379頁、2000年。
- (2) Consolidated Alberta Family statutes. p. 440. 2007.
- (3) International survey of Family Law. 1997. p. 97.

① S. (R) v. L. (A) (1994) 事件⁽¹⁾

祖父母 容認

この事件において、母の祖父母は孫の出生後、6カ月を経て別居した。祖父はその後、面接命令について定める地区裁判所第19条のもとで、孫の監護または面接を請求した。原審は祖父母および母に仮の共同監護を認めた。母は祖父が子の監護者でなく、申出の資格を欠き、さらに裁判所は仮の監護を命じる管轄権のないことを理由に控訴した。

裁判所はこれに対し、母の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、最善の利益の法則に対立するものとして“最適の法則”

(Fitness Rule) が法律上の監護者と他人との間に適用される。当面の事件において、祖父母は子にとって法律上の他人であり、最善の利益の法則を強制する第32条のもとで適用する身分ではない。監護者および子のみが適用される。したがって、母の控訴は容認されるという。

ここでは裁判所が「最善の利益」(Best interest) という原則に対立するものとして、「適当・適切」(Fitness) という判断規準を提示しているのが注目される。適当・適切とは、「人が社会において彼等の最善の機能を発揮することができる肉体的および精神的な条件」と説明されている。当面の問題についてみれば、もし祖父が法律上で孫の監護者であれば、面接の請求に対し、裁判所は孫の最善の利益を考慮して面接を認めるかどうかを判断するはずであるし、それが正しい解釈方法にはかならない。「子の最善の利益」とは別に、「適切・適当」というあいまいな概念をもち出す必要は少しもない。本稿でも本件のほかにこのような考えは見当たらない。

(1) R. F. L. 4th. vol. 6. p. 19.

② T. (A. H.) v. P. (E.) (1995) 事件⁽¹⁾

祖父母 容 認

この事件において、5才と4才の2人の子の父母が別個の事故で死亡したため、父の叔父・叔母が子の後見および監護を認められた。これに対し、母の祖父母が子との面接を請求した。監護者は子が祖父母による面接中に虐待され、栄養不足であるとしてメディアや警察に通告・非難したが、この非難は証拠がないと判断され、祖父母の面接が認められた。そこで監護者が面接の終了を求め、その審理中、面接は中断されたが、最終的にその申立は棄却された。監護者はそこで面接の制限を請求した。

裁判所はこれに対し、請求の一部を認め、次のように判断している。すなわち、母の祖父母の行動は明らかに、彼等が孫の生活について制約された役割を引き受けることを不可能にしている。彼等の行為は監護者

祖父母による孫との面接請求

の地位を担っており、孫の最善の利益を否定する損害を与えている。監護者は継続的な干渉をうけることなく、世帯を運営する機会を与えられる権利がある。したがって、祖父母の孫との面接は監護者が不断の妨害と不安をうけることなく、自由に機能できるように最少限度とされるべきであるという。

ここでは父の叔父・叔母と母の祖父母の間で就学前の2人の子の監護と面接の仕事の内容をめぐる争いが生じている。本来、子の監護と子との面接は全く別個の概念である。1990年の「親子関係および扶養法」⁽²⁾ (The parental and Maintenance Act) の第2条によれば、アルバータ州では成年を18才と定めている。親は子が18才に達するまで、日々子を監護・養育し、子名義の財産があればそれを管理する仕事を継続すべき義務を負っている。他方において、面接はこの間に両親が別居または離婚し、一方が子の監護者となった場合に、他方は、双方の合意で認められた日時・場所において、子との面接をすることが認められる。このよう監護と面接はもともと全く別個の概念に属している。これを当面の場合についてみれば、子の父母に代わって、父の叔父・叔母が子を監護している。他方で母の祖父母が子との面接を求める。各自がそれぞれ自分の職分を忠実に守っておれば、争いは生じなかつたはずである。だが、現実には母の祖父母による面接の仕方が問題とされた。不都合の程度が余りにもひどければ、面接を全面的に禁止されても仕方がない。だが、当面はそこまで不都合と判断されなかつたらしく、面接を制限されるに留まっている。母の祖父母としては、子との面接の継続を今後とも望むならば、この点について子の最善の利益を考慮して事に当らなければならぬ。

(1) R. F. L. 4th. vol. 20. p. 115.

(2) 村井「親子関係および扶養法——アルバータ州」神戸学院法学第31巻3号484頁。

③ B. (A. B.) v. L. (A. M.) (1998) 事件⁽¹⁾

祖母 棄却

この事件において、祖母は自分の娘が反対するにもかかわらず、7才と5才の孫との面接を請求した。裁判所は祖母の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、この両親の婚姻が損われていない場合に、祖母が孫との面接の請求をするとき、裁判所はこの両親が別居しているときとちがった判断をすることが要求されるという。

ここでは父母と2人の子が正常な生活を営んでいるときに、母の祖母が2人の孫との面接を請求したのが騒動の原因であった。祖母の請求に対して母が何の異議も唱えず、父も同意するか、黙認する限り、争いは生じなかったはずである。だが、現実には祖母と母との間に従来から何んらかの確執が存在したため、祖母の請求に母が強力に反対したのが真相ではないかと思われる。裁判所もいうように、もし父母の間に不和が生じ2人の子の監護についても意見が対立しているような状態のもとでは、母の祖母も孫との面接を遠慮するのが常であろう。当面の場合に孫の最善の利益を考慮する限り、祖母の請求は認められまい。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-51. 2006.

④ M. (M.) v. B. (J.) (2001) 事件⁽¹⁾

祖母 棄却

この事件において、母の祖母が孫との面接を請求したとき、祖母の感情的な問題〈人を傷つけるような行動〉を理由に請求は斥けられた。もともと、祖母は彼女の生来の家族のなかで相互的な口頭による虐待をうけており、彼女の2人の娘の一方が本件の母である。彼女は婚姻時、祖母に対し、彼女が家族の一員になることを望むが、それについて3つの条件をつけた。最初の子の出自を論じないこと、心理学者・臨床医師の議論に制限されること、そして孫との面接に祖母は第三者による「監督付きの面接」⁽²⁾ (Supervised Access) に同意することがその内容である。

祖父母による孫との面接請求

裁判所はこれに対し、祖母の面接の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、祖母は子の両親との間の敵意を作り出しており、両親が祖母に対する悪感情を取り除くことを期待することはできない。祖母の否定的な見解は家庭の問題を扱うとき、有害であるという。

詳しい事情はわからないが、祖母は家庭内暴力の被害者であると同時に、母子に対する加害者でもあったのか。そのために母は自分の婚姻について3つの条件をつけた。その1つとして、祖母が孫と面接することは認めるが、親族または知人による「監督付きの面接」という条件をつけている。もともと、面接はときとして、子に対し、または親同志の関係に対する十分な危険性を含んでいる。面接を認める裁判所はこれまで失われていた親子関係を再建し、子の最善の利益を保証するために、「監督付きの面接」を命じるという方法を選んだことになる。父母の一方が他方の監護している子と面接する場合はもちろんのこと、本稿で問題となる祖父母による孫との面接についても利用できる方法である。

この方法がカナダ全土を通じて実施されるまでにいたっていない現状は、連邦議会による「児童監護および面接に関する特別委員会」の1998年の報告書において、重要な論点として指摘されていた⁽³⁾。現在、この方法を採用している州でも、それぞれちがった方法で行っている。各州が公的または私的に設立された「監督付き面接センター」において、スタッフの監督のもとに行われるのが一般的のようである。当面のアルバータ州ではこのような公的な施設は設けられておらず、これに代わる私的なサービスを提供するのが実情と思われる。しかも、この方法は面接の問題を解決するための長期的なものではない。非監護親による無制約な面接が子の福祉に悪影響を及ぼすと思われるときは、子の最善の利益を保護するため、期間を制限することができるようになっている。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-43. 2006.

(2) Mclead. op. cit. 8-36. 2006.

(3) Marie L. Gordon. Supervised Access. why, when, How Long. C. F. L. Q.

⑤ **Schubert v. Hogue** (2000) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、子の両親は1996年に離婚し、母の祖父母が孫との一般的な訪問権〈Visiting Right〉を与えられていた。祖母は現在12才の孫に面接を請求したのに対し、孫は祖母といかなる接触をもつことも望まないと反論した。心理学者の報告によれば、祖母に面接を認めないのが孫にとって最前の利益であるとさえ強調する。原審が祖母の請求を斥けたので、彼女が控訴した。

裁判所はこれに対し、祖母は自分自身の利益のために面接の申立をしており、母が子と面接するのを間接的に助けるためではなかったとして、祖母の請求を認めなかった。

ここでは裁判所の判断の背後に、かつて父母の離婚時に母子が祖母と同居していたとき、祖母が突然に何の理由もなく、母子に家から立ち去るように命じたという過去のできごとが、孫に悪い意味での強力な印象として残っているようである。面接を申し込まれた孫はすでに12才に達している。面接の問題についても自分で充分に判断できる年頃になっている。過去のできごとに照らしても、祖母からの面接の申出を軽々しく受け入れるとは思えない。いずれにしても、祖母からの面接の申出を否定するのが孫にとっての最前の利益であろう。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 9-5. 2006.

4 マニトバ州

マニトバ州において、1974年の「児童福祉法」(The Child welfare Act)の第1・5条は、「例外的な事情のある場合に、誰れでも子との面接を請求することができる⁽¹⁾」と定め、第2条では、「本条のもとでのすべての手続において、子の保護が必要かどうかを認定するため……子の最善の

祖父母による孫との面接請求

利益が裁判所の至上の考慮とされる⁽²⁾」と定めていた。だが、その後、1985年・86年の「児童・家族サービス法 (The Child and Family Act)」は第78条1項において、「本法の他の規定または他の法律の規定のもとで子との面接を請求する権利を有しない子の家族メンバーは……」と規定しながら、ここにいう家族とは、「子の親・ママ親・兄弟姉妹・祖父母・おば・おじ・いとこ・後見人・両親に代わる人およびこれらの人々の配偶者⁽³⁾」と定義している。ついで第2項において、「例外的な事情のある場合、本法または他の法律の規定のもとで子の監護を請求できない人も、子との面接を裁判所に請求することができる⁽⁴⁾」旨を明示している。このような事情のもとで、祖父母が孫との面接を請求したいくつかの事例をみることにしよう。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-8~9. 26-17. 2006.

(2) Mclead. op. cit. 26-8.

(3) Mclead. op. cit. 26-8.

(4) Mclead. op. cit. 26-9.

① Hofer and Hofer v. Stewart (1984) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、母が子を監護していたが、離婚後は父が自分の死亡するまで監護した。これ以降は元どおり母が監護している。1974年の児童福祉法第3条に従って、家庭事情報告書 (Home study Report) を利用することができた。これによれば、祖父母は彼等の息子が子を監護している間、子と面接していた。息子の死亡のために面接の機会が失われたという事実は、現実に損害を及ぼしておらず、児童福祉法を適用するに充分でなく、それゆえ請求は棄却されるという。

ここでは子の監護者は母から父へ、父の死亡後は再び母へと変っている。母が子を監護している当面の場合、祖父は前示の法律のもとで孫との面接を請求することができる。請求できるからといって、現実に面接に結びつくわけではない。母としては、祖父が子と面接することによっ

て母子関係の平和が妨げられると考えるか、反対に面接を認めることが子の最善の利益に合致するとみるか、自由な判断に委ねられる、当面の場合、祖父母による孫との面接には母が異議をとない、その異議に正当な理由があると認められたため、面接は実現していない。

(1) R. F. L. 2d. vol. 41. p. 211.

② Laszlo v. Laszlo (1984) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、祖父母は孫娘との面接を父母に対して請求した。裁判所は請求を斥け、次のように判断している。すなわち、祖父母による孫との面接は1974年の「児童福祉法」(The Child welfare Act)の第3条に従う。本件の手許にある証拠によれば、面接は子の最善の利益に反するのみでなく、多分、彼女の精神的な健康に有害である。祖父母の明らかに真正な動機には同情するが、被告の弁護士の言葉によれば、父母は祖父母による孫との面接に観念的に反対しているのではなく、ある種の「監督付きの面接」はたとえ裁判所の命令がなくとも許されると考えているという。

もともと、マニトバ州においても、さきにみたアルバータ州と同様に、「監督付きの面接」という方法が採用されている。ウイニペッグ、プラントンおよびトンプソンにおいて、いくつかの面接施設が利用できる。ウイニペッグ児童面接機関 (Child access agency) は「家族暴力防止プログラム」から「監督付き面接」のための資金をうけている。利用できるのは週に最大で2時間とされ、1時間当たり5ドル10セント(1995年現在)とされる。面接機関は裁判所のための評価または勧告をすることはなく、通常は三週間待ちといわれる。⁽²⁾ 当面の事件で裁判所は、当事者が希望する限り、たとえ裁判所による「監督付きの面接」が許されない場合でも、当事者が自主的にこの方法によることをむしろしょうれいしたと考えてよいのではあるまいか。

祖父母による孫との面接請求

- (1) R. F. L. 2d. vol. 39. p. 383.
- (2) Marie L. Gordon. Supervised Access: why, when, How long. C. F. L. Q. vol. 22. p. 157.

③ **Diaunevieius v. Wilson** (1990) 事件⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、父母は1974年に婚姻し、同81年に男子が生まれた。母は2年後にイギリスに去って別居し、子はウニベッグの父の許に残ったが、母の祖父母とは暖かい関係にあった。1983年5月、祖父母が父母のことを批判したため、父は子を祖父母に会わせなくなった。父はその後、他女と関係し、男子が生まれた。専門家の証言によれば、祖父母による孫との面接は支障ないとする。祖父母はさきにもた1985年・6年の「児童および家庭サービス法」の第78条1項のもとで、孫との面接を請求した。

裁判所はこれに対し、祖父母の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、第78条1項は祖父母を含めて「親でない人」による面接の申立を例外的な事情を理由に認めるにすぎない。祖父母と孫との間に進行中の関係はなく、新しい関係を開始する現実的な意思もない。したがって、祖父母と孫との面接を正当化する例外的な事情は存在せず、申立は棄却されるという。

もともと、両親以外のいかなる範囲の人に子との面接を認めるかは、すでにみたとおり、州毎にちがいをみせている。マニトバ州では「親でない人」による孫との面接請求は原則として認められず、ただ「例外的な事情」のある場合に限って許される。当面の事件ではどうであろうか。家族の実情を調査した専門家は、前示のような法律のもとで、母の祖父母と孫との間には暖かい関係が認められるため、これを例外的な事情に該当するとした。だが、裁判所は一転してこれを認めなかった。祖父母と孫の間には専門家のというような親密な関係はないし、そのような関係を開始する意思も祖父母には見当たらないというわけであろう。専門家の

意見と裁判所の判断のはざまにおかれた孫は、母の祖父母との関係を断
わられてしまった。ここで孫の最善の利益を考え直す必要がある。

(1) R. F. L. 3d. vol. 25. p. 85.

④ **Foster v. Children's aid Society of Winnipeg and Province**

(1997) 事件⁽¹⁾

祖母 棄却

この事件において、2才半の少年の両親が子に関する責任をほとんど
果していないため、児童福祉施設 (Children's aid Society) が少年の監護
を申請した。これと同時に58才の祖母が少年の監護・面接を請求した。
原審が祖母の請求を棄却したので、彼女が控訴した。

裁判所は控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、祖母は誠
実で尊敬すべき人であるが、高令のため子育てに必要な感情面での刺激
および十分な環境を提供することができない。これらの点を十分に考慮
しなかったという明白な誤りがなかったならば、原審の判断は乱される
ことはなかったという。

ここでは2才半の少年の祖母が孫の監護と面接を請求している。児童
福祉施設がすでに少年の監護を求めており、他方で祖母の請求も同様で
ある。このような場合に裁判所としては、児童福祉施設と祖母のどちら
に子の監護を任ねるか、慎重な判断を必要とされよう。児童福祉施設は
州の法律にもとづいて設立され、その監督のもとに運営されていること
を考えれば、問題は祖母の側に残されよう。祖母が誠実で尊敬に値する
人であることは認められたが、具体的な子の監護——子育ての仕事とな
ると問題は別であろう。祖母は58才であり、現在1才半の幼児を今後引
続いて自分の手許で養育する仕事を継続させることには、誰れが考えて
も不安が先に立つのが実情であったと考えられる。両親が責任を放棄し
ているからには、監護は福祉施設に委ね、祖母には適時の面接を認める
のが妥当であると考えられる。

祖父母による孫との面接請求

- (1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-8~9. 2006.

5 サスカチュワン州

サスカチュワン州において、1976年の「未成年者法」(The Infant's Act)は第3条において、両親以外の誰れかが子の監護または面接を請求することを認めている⁽¹⁾。さらに1997年の「児童法典」(The Childrens Law Act)は第6条において、「裁判所は一方の親または誰れか他の人(any other person)の申立にもとづき、“充分な利害関係”(sufficient interests)⁽²⁾があるとき、面接のための命令をすることができる」旨を定めている。このような事情のもとで、祖父母が孫との面接を請求した事例をみることにしよう。

- (1) B. Landau. Visiting Rights of Grandparents: How to balance the Best interests of the child with the interests of parents and Grandparents. C. J. F. L. vol. 5. 182.
(2) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-10. 2006.

① Leweg v. Phane (1995) 事件⁽¹⁾

祖 母 棄 却

この事件において、夫婦は1992年に別居し、母が子を監護した。父は合理的な面接を認められた。母がケベック州に移ることを知ったとき、父の祖母は孫に面接しようとしたが、母によって拒否された。そこで祖母は離婚法第17条1項のもとで、最初の面接命令を変更し、彼女への特別な面接を付け加えるべく請求した。

裁判所はこれに対し、祖母の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、離婚法第17条は変更の申立とみせかけて新しい手続を企図するものではない。また、裁判所はもし事情が変更するならば、「保護者としての⁽²⁾国」(parens patriae)の管轄権にたよることができるが、本件において、このような子を保護するための緊急性は存在しなかったという。

ここで1986年の連邦離婚法の第16条をみれば、監護命令と題し、「正当な管轄権をもつ裁判所は、夫婦の一方または双方もしくは「他の人」の申請により、婚姻による子の1人または全員の監護または面接もしくは監護および面接⁽³⁾について命令をすることができる」旨を規定し、次いで第17条は第16条の命令の変更・取消または延期を規定している。

ここで当面の事情をみれば、夫婦が別居する結果、父は子との面接を認められていたが、母の他州への移転に伴い、祖母が改めて孫との面接を請求した。ここでさきにみた児童法典の規定が関連してくる。つまり、当面の場合に、「親の一方」ではなく、「誰れか他の人」である祖母の申立であっても、孫との間に以前より十分な利害関係が存在すると裁判所が判断すれば、改めて孫との面接が認められる可能性が存在するはずである。だが、祖母はこれまで孫との間にとくに親密な関係になかったが、母の移転を契機として、思い出したかのように孫との面接をはじめて請求したのが現実ではなからうか。ここで「保護者としての国」をもち出す必要性も見当らない。

(1) R. F. L. 4th. vol. 16. p. 400.

(2) 「彼自身の利益のために行動できない人の最善の利益を主張できるように、居所にもとづく裁判所の管轄権」The Dictionary of Canadian Law. 3d. ed. p. 903. 1990.

(3) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第18巻1・2号、236頁-237頁。

② L. (C. M.) v. T. (R.) (2000) 事件⁽¹⁾

祖父母 容認

この事件において、祖父母は孫との面接権を有しないが、一般的にいえば、1997年の「児童法典」の第6条1項にいう十分な利害関係をもつ「他の人々」(other persons)の概念に該当すると裁判所は判断している。このような説明のみでは、果して祖父母は彼等の祖父母としての身分のみで十分な利害関係があると認めるのか、または大部分の祖父母が子の生活について十分な利害関係をもつ存在であると認めるのか、明ら

かでない。裁判所の説明が余りにも不明瞭なため、祖父母による孫との面接の問題についての先例に数えることはできない。

(1) Mclead. Custody Law and practice. III. 26-10. 2006.

③ **Tucker v. Tucker (2002) 事件**⁽¹⁾

祖 母 容 認

この事件において、2人の子の両親は一時期、別居しており、母と年長の子は母の祖母と生活を共にしている。両親は和諧後、祖母が子を訪問することも、育児に参加することも許さない。子との面接を求める祖母の請求は認められた。祖母は「児童法典」の第61条のもとで、年長の子の生活に十分な利害関係をもっていた。これは積極的なものであり、助成すべきものである。他方で両親は、祖母が子の世話をする能力が充分にあることを示さないが、祖母に対する現実の敵意からではない。祖母による面接は子にとって最善の利益であった。両親の考える「監督付きの面接」は不適切であり、祖母は隔週毎に数時間、子との面接を認められるという。

ここでは2児のうち年長の子がとくに祖母と親密な関係にある。両親が不和で別居中も祖母の許で生活していたが、両親は自分達の和諧後は祖母が孫の世話をすることはもとより、面接することさえ許そうとしない。両親は内心では祖母に感謝しながら、当初よりの成り行きの結果、正面から祖母の労を肯定できないというのが真相であろう。ここで両親が考えたのが「監督付きの面接」という方法ではないか。サスカチュワン州ではサスカトーンにおいて、州の司法省が「監督付きの面接・交歓プログラム」のサービスを広告している。プリンス・アルバート、サスカトーンまたはレジヤイナにおいて、「家族法支援サービス」を通じて提供される。両親の合意または裁判所命令のいずれかによって利用することができる⁽²⁾。2児の両親はこのような方法で子と祖母の面接を実現しようとしたが、裁判所によって不適切として斥けられた。裁判所

の関与しない一般的な面接が妥当と判断した結果と思われる。

- (1) Meleod, Custody Law and practice. III. 9-4. 2006.
- (2) Marie L. Gordon. supervised Access. why, when, How Long ? C. F. L. Q. vol. 22. p. 188.

④ Baker v. Hawis (2002) 事件⁽¹⁾

祖父 棄 却

この事件において、父と子との面接は、父が多くの健康問題をかかえたために、「監督付き」で認められた。彼はアルコールおよび精神病で問題をかかえており、それを克服するのに失敗し、昨年から今年にかけて精神分裂病で数カ月入院していた。他方で母の祖父と孫との面接は母の考え次第であった。一方では母、他方で祖父の間にははげしい対立があり、週末ごとに孫と面接したいという祖父の申出は、母の反対のために棄却された。

ここでは一方において、父と子、他方では祖父、母、子という二つの系列が認められる。父の子に対する面接の問題は「監督付き面接」として解決された。他方では祖父が孫との面接を望んでいる。家族の関係が正当であれば、祖父が母に対して孫との面接を請求するとき、母がこれを拒否することは考えにくい。母にすれば、自分の子が祖父と面接することに反対する相当な理由が存在するのであろう。

- (1) Mcleod, child custody Law and practice, III. 9-3. 2006.

6 オンタリオ州

オンタリオ州において、子の利益も保護する法律は1887年の「未成年者に関する法律」(An Act respecting Infants)に始まったらしく、1914年の「児童保護法」(The Children's protection Act)からさらに1925年には、「未成年者の後見・監護および婚姻に関する法律を改正する法律」(An Act to amend the Law respecting of the Guardianship, custody and

祖父母による孫との面接請求

Mariage of Infants) が制定されていた。⁽¹⁾子の単独監護が父に与えられていた場合に、母が子との面接を求めるにすぎず、反対に母が子を単独監護するときに、父による子との面接に関する規定はなかった。祖父母またはそれ以外の第三者による子との面接の申立は、全く予想外のことであったと思われる。これより数年後に1927年の「未成年者法」(The Infants Act) により、これまで存在しなかった祖父母による孫との面接に関する規定が⁽²⁾はじめて設けられ、1938年、1960年の「未成年者法」、1970年の「児童福祉法」(The Child welfare Act) にうけつがれた。降って1980年、82年の「児童法改正法」(The Children's Law Reform Act) は離婚前の子の監護および面接の問題を扱い、「誰れでも (any person) 監護または面接を請求することができる」旨をはじめて認めている。⁽³⁾また、1987年の「児童法改正法」第21条に、「子の親またはそれ以外の人 (any other person) は子の監護もしくは面接に関し、または子の監護の付帯条件を定める命令を申し立てることができる」旨⁽⁴⁾を定め、祖父母による孫との面接の請求も認めている。さらに第24条は第1項において、「子の監護または子との面接に関する本条のもとでの申立の実益は、子の最善の利益を基礎として決定されるものとする」旨⁽⁵⁾を定めた。

このような事情のもとで、祖父母が孫との面接を請求した事例を引續いてみることにしよう。

- (1) 村井「児童法改正法、1987年——カナダ・オンタリオ州」神戸学院法学第29巻2号107頁。
- (2) B. Landau. Visiting Rights of Grandparents: How to Balance the Best interests of the child with the interests of parents and Grandparents. C. J. F. L. vol. 5. p. 182. 1980.
- (3) B. Landau. op. cit. p. 183.
- (4) 村井「児童法改正法」前注(1)116頁。
- (5) 村井「児童法改正法」前注(1)118頁-119頁。

① **Re Graham: Graham v. Graham (1924) 事件**⁽¹⁾

祖父母 棄却

オンタリオ州においては、さきにみたとおり、1927年の「未成年者法」(The Infants Act) は子の単独監護が父に与えられていた場合に限り、母が子との面接請求をするのを認めるにすぎなかったと推測される。当面の事件に先立って、同じ当事者が⁽²⁾ Re Graham (1922) 事件および Graham v. Graham (1923) 事件で争ったが、ここではじめて、祖父母による孫との面接請求が現われた。母の祖父母が孫との面接の特権を主張したが、裁判所はこれに対し、子を監護している父は、母を姦通を理由に離婚し、その結果、父と母の祖父母は互いに緊張状態にあり、祖父母による孫との面接の請求は棄却されるべきであると判断している。ここで裁判所は祖父母が孫と面接するのを認めない理由を示していないため、祖父母の面接権に関する理論にほとんど貢献していないようである。その後、1927年の「未成年者法」(The Infants Act) において、祖父母による孫との面接に関する規定が設けられたといわれるが、その内容を知ることができない。

(1) Carswell's. Family Law Digests. vol. 2. p. 829. 1977.

(2) Carswell's. op. cit. p. 829.

(3) B. Landau. Visiting Rights of Grandparent: How to Balance the Best interests of the child with the interests of parents and Grandparents. C. J. F. L. vol. 5. p. 182. 1986.

② **Paulini v. Schmidt (1973) 事件**⁽¹⁾

祖父母 棄却

この事件において、裁判所は6才の孫娘との面接を求める母の祖父母の要求を斥けた。母は子が22カ月のときに死亡し、父は再婚した。祖父母、父、父の新しい妻の間には大きなあつれきが存在し、孫は祖父母との面接について問題を生じた証拠がある。祖父母および両親のいずれも、他方および孫に対して無関心であり、それゆえ、裁判所は面接が子にと

祖父母による孫との面接請求

って最善の利益ではないと判断している。

ここでは義務教育が始まったか、始まろうとする孫娘との面接をめぐり、一方では亡母の祖父母と他方では父および彼の新しい妻との間に争いが生じている。孫娘の最善の利益は何か。問題はこの1点に絞られてこよう。子は現在、父の監護のもとに彼の妻と共に平穏な生活を続けている。このような親子3人の生活に亡母の祖父母が面接を求めるに当っては、それによって不必要な混乱が生じないように十分に注意すべき義務があるといえよう。だが、このような要求とはうらはらに、亡母の祖父母のといった態度は、細部の事情はわからないが、親子3人の心情を傷けるようなものであったにちがいない。なお、ここで孫娘との面接を求めるのが亡母の祖父母ではなく、父の祖父母であったならば、問題は全く別であろう。

(1) Malead. Child custody Law and practice.III. 26-47. 2006.

③ Tramble v. Hill (1987) 事件⁽¹⁾

祖 母 棄 却

この事件において、母の祖母が監護している子との面接を父の祖母が請求した。父は殺人を理由に6カ月間の拘禁に処せられたが、より自由な処遇が認められ、保釈されたことがあるが、条件に違反し、彼の母も行動をコントロールできなかった。このような事情のもとで、母の祖母は父の祖母による孫とのいかなる面接にも反対する。

裁判所はこれに対し、父の祖母の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、大多数の事例において、子の最善の利益は、父母および他の家族との結びつきが可能な限り自由なところにある。ここで父の祖母に面接を認めることは、子の最善の利益ではない。監護親としての母の祖母は、その役目を不当な心配なしに果たことができると確信するという。

ここでは父母それぞれの側の祖母同志が同じ1人の孫との面接をめぐ

って争っている。これまでみたところでは、子の父母のどちらかの祖父が孫との面接を求めて登場するのが常であったのに対し、本件はこの点で特異な様相を示している。子の最善の利益をもたらすにはどうすればよいのか。問題の焦点は父の生活態度ということになる。母の祖母が現に子を監護するのに対し、父が正常な日常生活を営みながら、母に協力しているならば、父の祖母による孫との面接請求もうまく行くにちがいない。だが、現実には父の生活態度が正常ではなかった。母の祖母からみれば、殺人の罪を犯し、保釈の条件にも違反するような父を子にもつ祖母が孫と面接するのに賛成するとは考えられない。父の祖母が息子の生活態度について完全なコントロールを握ったうえで孫との面接を求めることになれば、問題の解決の糸口ができるかもしれない。

(1) R. F. L. 3d. vol. 7. p. 85.

④ Lusher v. Lusher and Lusher (1988) 事件⁽¹⁾

祖 母 棄 却

この事件において、父の祖母は彼の婚姻を認めず、彼を巧みにあやつったため、婚姻後も夫婦はそれになやまされた。祖母は1983年に生まれた孫ときわめて限られた面接しか認められなかった。夫婦は夫の祖母を彼等の生活圏外におくため、さらなる面接は拒絶した。そこで祖母は児童法改正法により、さらなる面接を請求した。

裁判所はこれに対し、請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、面接の権利は子の権利であり、祖父母または他の人々の権利ではない。面接は子の最善の利益である場合にのみ認められる。敵対的な環境のなかで子の安全・安楽を傷けたり、他の方法で危険を及ぼすことは認められない。当面の場合、祖母が孫と会うことが逆の影響を及ぼし、父母の婚姻を破壊すべく企てている。したがって、面接は孫の最善の利益ではないという。

ここでは祖母の生活態度が一番の問題であろう。自分自身が健康で経

祖父母による孫との面接請求

濟的にも自立して生活して行けるならば、息子の婚姻について口を差しはさむ必要は少しもない。反対に当面の場合、祖母はただひたすらに、息子の婚姻を妨げようとする。悪意による妨碍としか考えられない。現に家庭裁判所の診察室において精神病医による診断が行われたが、問題を解決するにいたっていない。他方で、すでにみたとおり、1987年の「児童法改正法」の第21条によれば、祖父母にも孫との面接を請求する権利を認めながら、第24条では子の最善の利益を判断の基礎にすべく定めている。理不尽な祖母による孫との面接請求が認められないのも当然の結果とってよからう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 13. p. 201.

(2) 村井「児童法改正法」1987年、オンタリオ州。神戸学院法学第29巻3号116-118頁。

⑤ **Meloche v. Frank** (1991) 事件⁽¹⁾

祖父母 容 認

この事件において、父の祖父母は4才半の孫娘との面接を認められた。子と母は当初、3年半の間、祖父母と生活していた。しかし、母が父によって非常な虐待をうけたため、母は祖父母との関係を全く断ってしまった。祖父母は彼等の孫に“深く持続的な愛情”を注いでいたので、裁判所はなんらかの合理的な面接の形式が設けられるならば、子にとって実質的な利益であろうと判断した。

ここでは、ひとことでいえば、父の生活態度が問題の焦点であろう。父母の離婚後、母子が父の祖父母の許で生活しており、父もその状況を認めて自分の祖父母に母子の生活を託しておれば問題はなかったはずである。だが、父が母を虐待するという予想外の事態が発生した。これに対し、祖父母が父に向って強い態度で反省を求め、母に対する虐待をやめさせるのがまずとるべき方策であろう。これによって祖父母と母子の関係も旧に復するならば、孫との面接請求も改めて問題ととれよう。そ

うはいいながら、裁判所は祖父母の孫との面接について、“合理的な面接”の形式を要求する。さきに他州で問題とされたような「監督づきの面接」を要求するのであろうか。具体的な内容は後出の事件での説明に委ねることとする。

(1) Mclead. Child custody Law and practice. III. 26-31. 2006.

⑥ Gallant v. Jackson (1994) 事件⁽¹⁾

祖父母 容認

この事件において、5才と1才の2人の子の両親は4年間の同居後、2年間別居した。1946年の夏に母は父に対し、子連れてトロントから地方のオーロラに移る計画を告げた。父は母の移動に反対して提訴し、反対尋問および争点の整理が行われている間は現状維持を主張した。母は反訴を提起した。両親が働いている間に子を養育している父の祖父母が子との面接を請求した。

裁判所はこれに対し、反対尋問の間、子をつれて移動する母の計画を延期し、祖父母に制限的な面接を認め、次のように判断している。すなわち、子の最善の利益が至上のものであり、母の計画は一応拒否される。子を監護するのは祖父の仕事ではなく、両親の仕事であった。両親は長期間、子の養育を委託したことに責任を負うべきであるという。

オンタリオ州において、1984年11月1日より施行された「児童および家族サービス法」(The Child and Family service Act)は第1条で「本法の目的の一つとして、児童の最善の利益、保護および福祉を促進すること」を明記し、第3部を「児童の保護」と題し、第50条ないし第56条に「アセスメント」(Assessment)に関する詳細な規定を設けた。⁽²⁾また、1988年の連邦裁判所規則(Federal court practice)の第44条によれば、アセッサー(Assessor)について、「訴訟の基礎事実を決定するについて裁判所を手助けする専門家」⁽³⁾と定義している。アセッサーの具体的な仕事——意見の表明がアセスメントということになる。

祖父母による孫との面接請求

当面の事件において、裁判所は判断に苦しみ、アセッサーの見解を求めた。アセッサーはこれに対し、母と2人の子の移動について否定的なアセスメントを発した。これをうけた裁判所は終結判決にいたるまで、母子の移動を許さなかった。しかし、まだ事件が最終的に解決されたわけではない。終局判決によって母の請求が認められなければ、従来どおり、父母は労働に従事し、その間は祖父母が子を養育するという日常生活が継続されるであろう。だが、反対に、母の請求が容認されるならば、母子はオーロラに移り、父はいぜんとしてトロントに住む。ここで新しい問題として、父の子に対する面接と並んで、祖父母による孫との面接が生じてくるのではないかと考えられる。

- (1) R. F. L. 4th. vol. 7. p. 391.
- (2) Ontario Annotated Family Law service. p. 151. 407-32~34.
- (3) Dictionary of Canadian Law. 3d. ed. p. 86. 2004.

⑦ Cleverley v. Hard (1995) 事件⁽¹⁾

祖 母 容 認

この事件において、母の祖母は7才の孫娘との面接を1987年の「児童法改正法」(The Childrens Law Reform Act)のもとで請求した。母および彼女の夫(子の父ではない)は面接に反対した。母の憎悪は彼女が子供であった頃の母(祖母)に対する否定的な関係に由来している。「ロンドン監護・面接プロジェクト」のアセッサーの報告によれば、彼もまた子が争いに巻き込まれ、当惑し、陰気になり、悲しんでいると判断した。アセッサーのこのような判断にもかかわらず、裁判所は祖母に孫との面接を認めている。

当面の事件についてみれば、7才の孫娘との面接をめぐる、母と彼女の夫が母の祖母と対立していた。これまで通り祖母に孫との面接を認めるか、または母の主張を容れ、今後、祖母には孫との面接を認めないとするか。裁判所はあくまでも面接の継続を求める祖母の提訴に対し、

アセッサーに調査を依頼したのが実情であろう。アセッサーの報告書によれば、母は、「われわれの間には“ガラスの壁”が必要である。さもないければ、私は祖母をなぐり倒すだろう」とさえいう。孫をめぐる祖母と母がいかにすさまじく対立していたが、幸にも冷静な両者の間には裁判所のいう「ガラスの壁」が存在したため、暴力沙汰に至らなかったであろう。アセッサーが母の行動を祖母に対するいわば復讐と考え、彼等の行動は不合理なものであったと判断したことはまちがいない。裁判所はこのようなアセッサーの判断にもとづいて、祖母による孫との面接を認めたと考えられる。

(1) Mclead. child custody Law and practice. III. 26-36. 2002.

⑧ **Moveau v. Cody** (1995) 事件⁽¹⁾

祖父母 容 認

この事件において、3才、5才、8才の3人の子は母の死後、父の監護をうけていた。母の死亡前に母の祖母と子供達の接触はあったが、その性質・頻度については争われていた。父は母の祖父母に対し、彼の居所で1カ月に1度、「監督付きの面接」を申し入れた。母の祖父母は母の死後、子と会っておらず、児童法改正法のもとで3人の孫との通常の面接を請求した。

裁判所は申立を容認し、次のように判断している。すなわち、法律は子が彼等の祖父母と接触するのが有益であると認めている。監護親としての父の希望に大きなウエイトが与えられる。面接が監督なしに行われるとき、子にどのような影響を及ぼすか、証拠はないが、本件において、祖父母の面接の間に監督は必要なかったという。

もともと、オンタリオ州ではさきにみたように、1987年の「児童法改正法」が第21条において、子の親または「それ以外の人」に子と面接する権利を認めており、祖父母による孫との面接の権利も当然ここに含まれている。他方で父は「監督付きの面接」を求めている。この問題につ

祖父母による孫との面接請求

いて裁判所が依頼したカウンセラーによれば、子の世話および成長のため、父の決定が必要であるとしたが、「監督付きの面接」までは要求しておらず、裁判所もこのようなカウンセラーの判断にもとづいて、最終的には母の祖父母に孫との面接を認めたものと考えられる。

さきにもたように、アルバータ州、サスカチュワン州およびマニトバ州で姿を見せていたが、オンタリオ州でも「監督付きの面接」が問題となっている。児童法改正法の第35条は「監護および面接の監督」と題し、(1)子の監護または子との面接のための命令がなされるとき、裁判所は、ある人、児童援助協会または他の団体による監護または面接の監督のため適切と判断する指示をすることができる。(2)行為への同意。裁判所はある人、協会または団体が監督者として行為することに同意した場合を除き、第1項に参照された監護または面接を監督するため、ある人、児童援助協会または他の団体に指示しないものとする」旨を規定している。⁽²⁾このような法律上の規定にもとづいて、州政府は州内を通じて、この種の面接のための施設を個人的な代理店または紹介所との契約によって提供し、裁判所によってもしばしば利用されているのが実情のよう⁽³⁾にみうけられる。

(1) R. F. L. 4th. vol. 15. p. 175.

(2) 村井「児童法改正法——カナダ・オンタリオ州」神戸学院法学第29巻2号123頁-124頁。

(3) Marie L. Gordon. Supervised Access. why, when, Howlong. C. F. L. Q. vol. 22. p. 207.

⑨ Chapman v. Chapman (2001) 事件⁽¹⁾

祖母棄却

この事件において、父の祖母と彼女の2人の孫（10才と8才）は折り合いが悪かった。最後に両親は2人の子が祖母に1年に3回、「両親の出席」のもとで面会することを許した。祖母は孫の住むトロントから150キロのコーブルグ (cobourg) にいながら、1年に4時間半の面接を

10回要求した。祖母は自分が1人で子を世話できないことを知っており、そのためには「面接管理サービス」が役立つ旨を提案した。両親は面接に反対しないが、いつ、どこで、どのように行うかは自分達で決定することを主張した。ソーシャル・ワーカーは、子がよく機能する家族のなかで養育されていること、両親は祖母に対して高度に否定的な感情をもっていることを確証した。それにもかかわらず、子は彼等の祖母から有意義な接触による利益をうけることができると宣言し、定期的に一貫して面接をするよう勧告した。

原審は1年に少なくとも44時間（子の移動する時間を含まず）、6回の面接を命じたので、両親が提訴した。

裁判所はこれに対し、提訴を容認し、次のように判断している。すなわち、子供達が彼等と親権のない祖母を訪問するためにある距離の旅行を強制されるのは最善の利益ではない。父母が子の最善の利益に従って行動できない証拠は存在せず、子の利益にもとづいて決定する父母の権利は尊重されるべきであるという。

ここでは、両親は10才と8才の2人の子が祖母と面接することには反対しないが、祖母が孫を肉体的に虐待する恐れがあったらしく、自分達が立ち合う「監督付きの面接」を1年に6回に限るよう求めている。子は両親と共にトロントに住み、祖母はマープルグにいる。祖母と孫が面接する具体的な方法としては、面接のたびに祖母がマープルグからトロントに赴くか、または両親が孫と共にトロントからマープルグに赴くか、いずれかの方法になろう。しかも両親の「立ち合い」の有無も考えなければならない。ところで、すでにみたとおり、オンタリオ州では、州内に面接の手助けをするための多くの施設が設けられており、当事者双方の書面による同意または裁判所の命令によって利用できるのが実情である。当面の事件ではこのような施設の利用は問題外であつたらしい。現実には両親と祖母の間で、子との面接を認めることについて異議はなく、その方法として「監督付き」にするか、「監督なし」にするか、さらに

祖父母による孫との面接請求

期間・回数についても意見を異にしていた。原審の判断が棄却されたことからみれば、「監督なし」で行うとする祖母の主張が認められたことになる。

もう一つ、両者の住居の場所的な関係をみれば、コーブルグはオンタリオから東方へ約150キロの同じオンタリオ湖の北岸に位置している。本稿でも時として問題となったが、ここでは両者をへだてる距離のことは余り問題にする必要はなさそうに思われる。

(1) D. L. R. 4th. vol. 201. p. 443.

7 お わ り に

本稿では祖父母による孫との面接請求の問題を検討するについて、その対象をカナダの太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア州より東のオンタリオ州までの5州に限った。さらにこの問題をめぐる各州の法律を探り、その法律のもとでみられる事例について、詳細な内容を知ることができた。結論からみると、祖父母による孫との面接請求が認められたものが12件、反対に請求が棄却されたものが16件となっている。このような結論にいたる過程をみると、提出された面接請求について、請求者が子とどのような関係にある人かによって、明白にちがった解決方法を示している。本稿で問題とした祖父母の場合、彼等が父母および孫と具体的にどのような関係ないし状態にあるかが重要な判断材料となっている。裁判所は面接の問題をめぐる両親の判断の方が祖父母の主張よりも合理的と考えれば、祖父母による孫との面接を否定することになる。両親の側が子に対して合理的でない行動・態度を示している場合には、子の最善の利益を考慮し、裁判所は祖父母に孫との面接を認める可能性が大きい。なお、孫をめぐる両親と祖父母の関係が円満である場合には、面接をめぐって裁判上の問題として現われることはないと思われる。